

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当訪問看護ステーションは、近畿厚生局に訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしています。当訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、オンライン資格確認により、ご利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。



令和6年10月

穴栗市訪問看護ステーション